

徳会第546号
令和元年12月20日

各部課長 殿
各警察署長
(回議先 全課長)

保存期間	10年 (令和12年3月31日まで)
------	-----------------------

徳島県警察本部長

特例施設占有者の指定等に係る運用上の留意事項について（通達甲）

特例施設占有者の指定等については、徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年徳島県公安委員会規則第17号。以下「施設占有者規則」という。）のほか、特例施設占有者の指定等に係る運用上の留意事項について（平成29年11月1日徳会第496号。以下「旧通達」という。）等により運用しているところであるが、この度、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第133号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）により遺失物法施行令（平成19年政令第21号）等の一部が改正され、特例施設占有者の指定要件が改正された。

これに伴い、県警察においては、特例施設占有者の指定等に係る運用上の留意事項を次のとおり定め、実施することとするので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 解釈運用基準との関係

遺失物法（平成18年法律第73号）、遺失物法施行令及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に規定する特例施設占有者の指定及び取消し、施設占有者に対する報告の要求等に関する事務に係る解釈及び運用は、施設占有者規則及びこの通達に定めるもののほか、遺失物法等の解釈運用基準について（令和5年2月27日徳会第81号。以下「解釈運用基準」という。）に定めるところによるものとする。

2 様式の提示等（規則第28条、第29条関係）

- (1) 特例施設占有者の指定の申請、指定特例施設占有者の公示事項等の変更の届出に係る様式は、規則において規定されていないことから、申請又は届出を行う者（以下「申請者等」という。）が任意の書式により必要事項を記載すれば良いことになるが、申請者等の利便を考慮し、その希望に応じて次に掲げる様式を提示するものとする。

なお、提示する様式はモデルであることから、この様式によることを強要することがないように留意すること。

ア 規則第28条第2項の申請書 指定申請書（別記様式第1号）

イ 規則第28条第3項第1号ロの書面 誓約書（別記様式第2号）

ウ 規則第28条第3項第1号ハの書面 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要（別記様式第3号）

エ 規則第29条第1項の公示事項の変更に係る届出 指定特例施設占有者公示事項変更届（別記様式第4号）

オ 規則第29条第3項の記載事項の変更に係る届出 指定特例施設占有者記載事項変更届（別記様式第5号）

- (2) 申請者等にモデルとなる様式を提示するときは、解釈運用基準第23の2の(5)のイの(i)のb及びcに定める記載要領等も併せて教示するものとする。

3 移動施設に係る公示事項の通知（規則第28条、第29条、第30条関係）

県本部会計課長は、移動施設に係る規則第28条第4項、第29条第2項及び第30条第2項の公示をしたときは、それぞれ公示した事項を関係署及び関係都道府県警察に通知するものとする。

附 則（令和3年3月30日徳企第5007号）

（施行期日）

- 1 この通達は、令和3年3月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この通達の施行の際に現にこの通達による改正前の通達の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の通達の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この通達による改正前の通達に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則（令和5年2月27日徳会第81号）

指定申請書

遺失物法施行規則第28条第2項の規定により指定を申請します。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	-----
住 所 又 は 所 在 地	 電話 () —
(ふりがな) 法人にあっては、その 代 表 者 の 氏 名	-----
施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、 その概要及び移動の範囲)	
物件の保管の場所	
物件の数及び その算出の基礎	

誓約書

私は、遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

別記様式第3号（2関係）

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

物件の保管を行う ための施設の概要	
物件の保管を行うための 人的体制の概要	

別記様式第4号（2関係）

指定特例施設占有者公示事項変更届

遺失物法施行規則第29条第1項の規定により公示事項の変更を事前に届けます。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

1 変更事項

氏名 又は名称 (ふりがな)	-----
住所又は所在地	電話 () -
法人にあっては、その代表者の氏名 (ふりがな)	-----
施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、 その概要及び移動の範囲)	

2 変更年月日

備考 変更事項は、該当する欄のみ記載すること。

指定特例施設占有者記載事項変更届

遺失物法施行規則第29条第3項の規定により記載事項の変更を届けます。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

1 変更事項

指定特例施設占有者に係る の変更（添付書類については、別添のとおり）

2 変更年月日